

旧上野方小学校施設利活用に係る事業者募集要項

平成30年9月

魚津市

## 目 次

1	事業提案募集の趣旨.....	1
2	募集の内容と選考.....	1
3	施設の概要.....	1
	(校舎平面図) .....	3
	(施設位置図、航空写真) .....	4
4	事業提案の諸条件.....	5
	(1) 参加資格	
	(2) 提案事業に求める事項	
	(3) 契約の方法	
	(4) 貸付条件	
	ア 対象施設	
	イ 契約期間	
	ウ 賃貸借料	
	エ 引き渡しの状況	
	オ 瑕疵担保責任	
	カ 原状回復	
	キ 貸付契約において事業者が負担する費用	
5	利活用における制約.....	6
	(1) 技術基準	
	(2) 構造上の制約	
	(3) 供給処理（上水、下水、電気及び電話、ガス）	
	(4) 住民の生活環境への配慮	
	(5) 看板等の設置や景観への配慮	
	(6) 避難場所・避難所	
	(7) 校舎敷地内の立木	
	(8) 問合せ先	
	(9) その他	
6	応募方法.....	8
	(1) 募集要項の配布	
	(2) 応募手続等	

ア	説明会・施設見学会の開催について	
イ	質問の受付及び回答について	
ウ	参考図面の貸出しについて	
エ	プロポーザル参加申込みについて	
オ	設計技術者による現地確認について	
(3)	公募スケジュール	
7	応募書類の提出.....	10
(1)	提出書類と期限等	
(2)	書類の体裁	
(3)	提出方法	
(4)	書類に使用する言語等	
(5)	書類の返却	
8	地域説明会.....	11
9	審査と評価方法.....	11
(1)	資格審査	
(2)	選定審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	
(3)	審査結果の公表	
(4)	評価項目と配点	
10	失格事項.....	12
11	辞退.....	12
12	その他.....	12
13	事務局.....	12
	(様式集)	

## 1 事業提案募集の趣旨

旧上野方小学校は、明治6年に開校（守真小学校の名称で開校し、昭和22年に上野方小学校へ改称）して以来、144年間地域のシンボルとして親しまれてきましたが、児童数の減少等に伴う統廃合により、平成30年3月末に、大町小学校、本江小学校、村木小学校と統合し、閉校となりました。

閉校後、体育館及びグラウンドは、地域住民が引き続き利用していますが、校舎及び校舎敷地の利活用が課題となっているところです。そこで、市では、旧上野方小学校施設を有効に活用し、市全体の振興や地域の活性化を図るため、校舎及び校舎敷地を一体的に活用する事業者を幅広く募集します。

## 2 募集の内容と選考

本件は、民間事業者が旧上野方小学校施設のうち校舎及び校舎敷地を借り受けて民営の施設を設置することについて、事業者を募集し、利活用の提案内容により選考するものです。事業者が事業計画を立て、施設整備を行い、事業を運営する提案を募集します。

事業の優先交渉権者の決定に当たっては、公募型プロポーザル方式により選定するものとし、審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とします。審査は、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。

優先交渉権者は、市との間で、賃貸借契約等の締結その他必要な手続を行った後に事業に着手するものとします。

## 3 施設の概要

- (1) 名 称 旧上野方小学校
- (2) 所 在 地 魚津市大海寺野 1373
- (3) 面 積 校舎延床面積 約 2,355 m<sup>2</sup>（前館・後館・渡り廊下・給食コンテナ室の合計）  
校舎敷地面積 約 4,900 m<sup>2</sup>（一部借地有り）  
※当該面積は GIS で計測した面積です。賃貸借契約の締結に当たっては、校舎敷地外周の実測面積による契約となります。
- (4) 区域区分 都市計画区域内 区分区域未設定  
用途地域設定無し 防火地域等指定無し
- (5) 接 道 校舎敷地東側 石垣新大海寺野線（幅員 5.5m の市道）
- (6) 交 通 北陸自動車道・魚津 IC から 1.5km 車で 4 分  
あいの風とやま鉄道・魚津駅から 4 km 車で 12 分  
富山地方鉄道・電鉄魚津駅から 2.7km 車で 7 分

## (7) 主な建築物

施設名	構造/階層	延床面積	建築年	耐震性能	備考
前館	RC/2階建	1,285 m <sup>2</sup>	S44年12月	補強済	職員室、家庭科室、 玄関、WC等
後館	RC/3階建	1,024 m <sup>2</sup>	S53年3月 S56年3月	補強済	音楽室、図書室、 図工室、WC等
渡り廊下	S/平屋建	34 m <sup>2</sup>	S53年3月		前館・後館と接続
給食コンテナ室	S/平屋建	12 m <sup>2</sup>	H15年2月		前館と接続
合計		2,355 m <sup>2</sup>			

## (8) 主な設備

設備名	設置状況、規格等	備考
①電気	高圧電力受電、キュービクル1基	
②上水道	受水槽8m <sup>3</sup>	受水槽ポンプ不調、漏水箇所不明
③污水处理	単独浄化槽100人槽 ※敷地内に公共併有（未接続）	事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し設置してください。
④雨水処理	雨水調整施設等なし	事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し設置してください。
⑤ガス	プロパンガス	火気を使用する場合は、事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し設置してください。
⑥給湯器	印刷室1基、家庭科室1基、 保健室1基	使用についてはガス事業者にお問合せください。
⑦空調設備	各部屋にFF式灯油暖房機 校長室、職員室、保健室、研修室、 パソコン室のみ空調設備設置	
⑧消防設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火 災報知設備、ガス漏れ警報設備	事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し、再利用や新規設置してください。
⑨通信設備	電話回線、インターネット回線、 ケーブルTV	
⑩機械警備	パッシブセンサー（熱感知） 校長室、職員室、保健室、研修室、 パソコン室、音楽準備室、理科準備 室のみ設置済み	専用の電話回線が残されていますが、現在は機械警備を切っています。 機器等については北陸総合警備保障株式会社と協議してください。

## (9) 特記事項

ア 体育館及びグラウンドは地域住民が引き続き利用するため、事業者募集に係る対象施設を校舎及び校舎敷地に限定します。（4ページの施設位置図をご参照ください。）

イ 校舎正面のアプローチは、体育館やグラウンドの利用者なども使用するため、共用スペースとなります。(人の乗降や貨物の積み下ろしなどの際には、十分にご注意いただく必要があります。)

ウ 施設・設備は、閉校時の状態のままとなっています。平時は利用されていません。

エ 校舎敷地内にはプール及び附属室が残されていますが、使用予定はありません。(プールは、給水管等の一部が不足しているため使用できません。)

オ 旧上野方小学校では、グラウンドが屋外避難所に、体育館が屋内避難所にそれぞれ指定されています。

カ 校舎敷地内に設置している防災行政無線設備は、原則、現在地で引き続き使用することとし、設置部分 (1.44 m<sup>2</sup>) については、貸付する面積から除外します。

なお、事業者の費用負担による設備の移設については、必要に応じて事業者 (優先交渉権者) と協議するものとします。

キ 埋蔵文化財包蔵地に該当しません。

ク アスベスト含有建材等について、施設全体の調査は実施していません。把握状況は、次のとおりです。

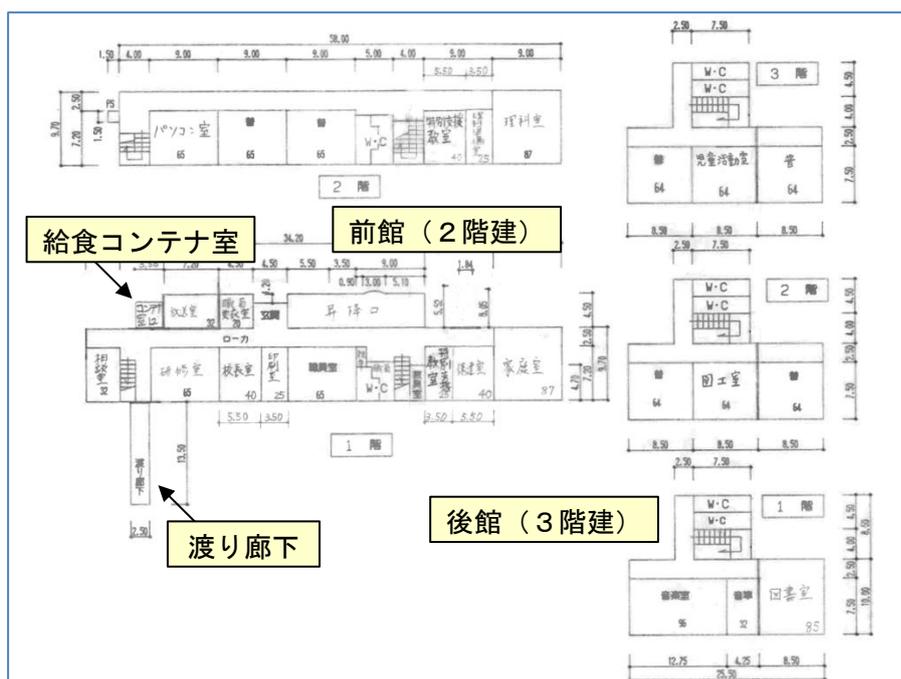
施設名	把握状況
前館	煙突に使用されている可能性が高い。
後館	機械室配管のコーナー部分の保温材に使用されている。

ケ 地籍調査は未実施です。

コ 建物は未登記です。

サ 校舎 (前館・後館) は、建築基準法による検査済証の交付を受けています。

(校舎平面図)



(施設位置図)



(航空写真)



## 4 事業提案の諸条件

### (1) 参加資格

本事業提案のプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- ア 法人格を有する単体の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループであること、若しくは、本事業の実施に当たり法人格を取得する予定の団体であること。
- イ 提案事業における施設の設計・改修及び契約期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有する者であること。
- ウ 本要項の公表の日（平成 30 年 9 月 10 日）から決定の日までに、魚津市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 本要項の公表の日（平成 30 年 9 月 10 日）現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。

### (2) 提案事業に求める事項

- ア 応募者が、施設の改修計画を立て、整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。  
なお、改修計画の提案に当たっては、建築設計に携わる者による現地確認を行うなど、建築申請等を前提としたものであること。
- イ 校舎及び校舎敷地を一体的に活用する提案であること。（体育館及びグラウンドは除きます。）
- ウ 事業の継続性が高いこと。
- エ 産業振興や福祉の向上、雇用促進、その他住民サービスの向上等、市全体の振興や地域の活性化に資する事業であること。
- オ 事業所の開設及び施設の改修・運営に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令、条例等を遵守すること。

### (3) 契約の方法

建物及び土地は、原則として賃貸借契約とします。

なお、敷地内の個人所有地については、市から事業者への転貸となります。

### (4) 貸付条件

貸付条件は、市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、別途、契約書により定めるものとします。以下に市の基本的な考え方を示しますが、事業者の提案内容や協議によって変更となる

場合があります。

#### ア 対象施設

校舎及び校舎敷地については、一括貸付を原則とし、校舎の一部やプールについて使途がない場合であっても、事業者が最低限の範囲内でそれらの維持管理を行うものとします。

なお、プールの解体が必要とされる場合には、必要に応じて事業者（優先交渉権者）と対応を協議するものとします。

#### イ 契約期間

契約期間は、契約締結日から10年を原則とします。ただし、市及び事業者のいずれからの特段の申し出が無い場合は、契約を更新することができるものとし、以後同様とします。

また、提案内容により、長期契約を認めることもあります。

#### ウ 賃貸借料

建物及び土地は、有償貸付とします。賃貸借料は、市が定める基準額を最低価格として提案するものとし、賃貸借契約の締結に当たっては、提案された価格に基づき、事業者（優先交渉権者）と協議の上、合意した金額により契約するものとします。

◆基準額：月額521,000円（別途消費税及び地方消費税）

#### エ 引き渡しの状況

現況での引き渡しの基本となります。

#### オ 瑕疵担保責任

契約締結後に、本物件に隠れた構築物等が発見された場合、また、数量の不足その他隠れた瑕疵があっても、市は貸主としての瑕疵担保責任を負いません。

#### カ 原状回復

原則として、既存校舎を改修した部分に係る原状回復は不要としますが、事業者が新築又は増築した建物・構築物や搬入した設備については、事業者が解体・撤去し、契約前の状態に戻して市に返還するものとします。

#### キ 貸付契約において事業者が負担する費用

- ①契約に要する費用
- ②建物等の修繕、更新、改修に係る工事や用途変更に係る費用
- ③調整池等の設置に係る費用など開発申請に要する費用
- ④光熱水費及び施設の維持管理費等に要する費用（初年度分は引渡日以降）
- ⑤建物保険料
- ⑥事業期間中における破損等に係る修繕費用
- ⑦敷地内の樹木等の維持管理に要する費用
- ⑧新築又は増築した建物・構築物や搬入した設備の解体・撤去に係る費用

※事業者の申し出により契約を解除する場合は、事業者が建物等に投じた費用の一切を市に請求することはできないものとします。

## 5 利活用における制約

### (1) 技術基準

事業者は、都市計画法第33条各号に掲げる技術基準等を満たす内容で活用事業を行うことと

なります。(例：雨水排水の調整のための貯留施設の設置等)

## (2) 構造上の制約

建物の使用用途が変わる場合は、想定される床への積載荷重も変わります。(建築基準法で定められた荷重を確認してください。)用途に合わせた積載荷重で構造上の安全確認をしてください。また、壁や床スラブに開口を設ける場合などにも、構造上の安全確認を可能な範囲で行ってください。

## (3) 供給処理(上水、下水、電気及び電話、ガス)

### ア 上水

本施設は、水道を利用した施設です。

なお、校舎側への配水は漏水のため、閉校後は必要最小限の範囲を除いて物理的に切断しています。漏水箇所は不明です。既存設備の修繕ではなく、新たに水道管の繋ぎ込みの工事を行うこととされても構いません。

### イ 下水

本施設は、現在は下水道未接続ですが、施設の改修に当たっては、下水道に接続することを必須とします。受益者負担金は市が支払済みですので、接続工事等は事業者の負担により行うことを前提に提案してください。

### ウ 電気及び電話

追加で電気及び電話の引込みが必要となる場合は、電気事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。

なお、電気工作物に関しては、区分開閉器が更新推奨時期を経過していることから、事業者は提案事業に合わせた機器更新を必ず行ってください。(市では、市の電気代負担に係る機器更新のみを行う予定としています。)

### エ ガス

火気の使用に関しては、消防法の届けについて東部消防組合魚津消防署に相談してください。

なお、本施設には都市ガスの供給はありません。プロパンガスの使用については、ガス事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。

## (4) 住民の生活環境への配慮

住宅地に近接する施設であることから、周辺への騒音や振動、悪臭等による影響を最大限抑制するとともに、関係法令に基づき、各種施設の設置などにおける届出及び規制基準を遵守してください。

## (5) 看板等の設置や景観への配慮

看板を設置する場合、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号)、富山県屋外広告物条例(昭和39年富山県条例第66号)に則って

施工してください。詳細については、魚津市都市計画課と協議してください。

#### (6) 避難場所・避難所

グラウンドは指定緊急避難場所の指定を受けていますので、災害時には危険から命を守るために緊急的に避難する場所として使用されます。また、体育館は指定避難所の指定を受けていますので、災害時には避難所が開設され避難者を受け入れることが想定されます。いずれも校舎敷地外の施設ですが、事業者は、契約締結後に必要に応じて魚津市総務課と災害時の対応などについて確認してください。

#### (7) 校舎敷地内の立木

校舎敷地内の立木の伐採は、事前に魚津市総務課と協議の上、事業者の費用負担により行うことができます。

#### (8) 問合せ先

相談内容	担当課	電話番号
建築基準法に関すること	新川土木センター建築課	0765-22-9117
開発許可に関すること	魚津市都市計画課（区画整理係）	0765-23-1026
都市計画に関すること	魚津市都市計画課（計画公園係）	0765-23-1030
景観に関すること	魚津市都市計画課（建築住宅係）	0765-23-1031
屋外広告物に関すること	魚津市都市計画課（建築住宅係）	0765-23-1031
消防法に関すること	東部消防組合魚津消防署	0765-24-7980
地下水の利用に関すること	魚津市環境安全課（環境政策係）	0765-23-1004
生活環境に関すること	魚津市環境安全課（環境政策係）	0765-23-1004
水道に関すること	魚津市水道課	0765-23-1014
下水道に関すること	魚津市下水道課	0765-23-1087

#### (9) その他

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者の責任において、適宜、関係法令を所管する窓口にご相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

## 6 応募方法

### (1) 募集要項の配布

本要項については、平成 30 年 9 月 10 日（月）から担当窓口（市役所 2 階総務課）で直接配布するほか、本市ホームページ（<http://www.city.uozu.toyama.jp>）からダウンロードできます。

### (2) 応募手続等

プロポーザルへの応募を希望される事業者は、本要項をよくお読みいただき、次の説明会等に参加してください。日程の都合が合わない場合は、個別に対応しますのでご相談ください。

なお、応募は「【様式3】応募申込書」等の提出をもって正式な申込みとします。

#### ア 説明会・施設見学会の開催について

事業者向け説明会及び施設見学会を平成30年9月28日（金）に実施します。

参加申込は、9月26日（水）までに、様式集の「【様式1】説明会・施設見学会参加申込書」に必要事項を記入し、事務局（soumu@city.uozu.lg.jp）に電子メールでお申し込みください。

なお、施設見学会は任意参加とし、現地集合・現地解散となります。

#### イ 質問の受付及び回答について

プロポーザルの参加に当たって質問事項がある場合は、平成30年9月10日（月）～10月11日（木）までを質問受付期間としますので、「【様式9】質問書」により事務局に電子メールでお問い合わせください。口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

質問に対する回答は、本市ホームページで公表します。回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問は原文のまま公表しますので、アイディア保護等の観点から公表に支障のある内容については注意してご記入ください。質問者の所属氏名等は公表しません。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

#### ウ 参考図面の貸出しについて

設計技術者向けの参考図面の貸出しを行います。「【様式2】参考図面の貸出申請書」に記載された条件に同意の上、必要事項を記入し、事務局へ提出してください。

#### エ プロポーザル参加申込みについて

プロポーザルに参加される事業者は、平成30年10月19日（金）までに「【様式3】応募申込書」等を事務局へ提出してください。これらの書類提出をもって、本プロポーザルへの正式な申込みとします。

#### オ 設計技術者による現地確認について

建築申請等を前提とした施設整備計画を立案していただくため、必要に応じて、建築設計に携わる技術者などによる現地確認を行ってください。

### (3) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは次のとおりです。必須事項について、日程の都合が合わない場合はご相談ください。

内容	日程
募集要項の公表、配布開始	平成30年9月10日（月）
説明会・見学会参加申込期限	平成30年9月26日（水）
事業者向け説明会【必須】	平成30年9月28日（金）午前10時～11時
事業者向け施設見学会【任意】	平成30年9月28日（金）午前11時～12時

質問受付期間	平成 30 年 9 月 10 日 (月) ~ 10 月 11 日 (木)
質問に対する最終回答	平成 30 年 10 月 12 日 (金)
応募書類の受付期限	平成 30 年 10 月 19 日 (金)
プレゼンテーション・ヒアリング審査	平成 30 年 10 月下旬
優先交渉権者の決定通知発送	平成 30 年 10 月下旬
基本協定の締結	平成 30 年 11 月中
事業実現に向けた準備、現地詳細調査等	基本協定の締結以降
賃貸借契約の締結	平成 31 年度中 (予定)

※このスケジュールは、進捗状況等により変更する場合があります。

## 7 応募書類の提出

### (1) 提出書類と期限等

提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。その他必要と認める場合には、下記以外の書類等の提出を求める場合があります。

提出書類	提出部数	提出期限
【様式 1】説明会・施設見学会参加申込書	1 部	9 月 26 日 (水)
【様式 2】参考図面の貸出申請書	1 部	随時
【様式 3】応募申込書	8 部 (原本 1 部、 写し 7 部)	10 月 19 日 (金)
【様式 4】構成員調書		
【様式 5】事業提案書		
【様式 6】借受希望価格書		
【様式 7】法人概要書		

### (2) 書類の体裁

提案書は 8 部 (原本 1 部、写し 7 部) 全てについて、左側に 2 穴パンチを施した上、1 部ずつ左上をクリップでまとめてください。また、提案書と同じ内容の電子データ (PDF ファイル) を CD-R 1 枚に記録して、書類とともに提出してください。

### (3) 提出方法

担当窓口 (市役所 2 階総務課) まで持参又は郵送とします。郵送する場合は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。郵送の場合には事前に郵送提出の旨を事務局まで連絡してください。

### (4) 書類に使用する言語等

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位としてください。

### (5) 書類の返却

提出された事業提案書等は、返却しないものとします。

## 8 地域説明会

優先交渉権者は、後日、提案事業の内容について地域住民等への説明会を開催するものとします。開催日時及び場所等については、市と協議を行うこととします。

## 9 審査と評価方法

### (1) 資格審査

事務局が、応募者より提出された提案書等の書類を審査し、書類に不備がある場合には、期限を定めて補正や追加提出等を指示します。

### (2) 選定審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

応募者の提案について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、旧上野方小学校施設利活用事業候補者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提案事業の内容、計画性その他の評価項目に基づき総合的に審査します。審査委員会の各委員が評価項目に基づき点数評価し、その合計点数の最も高い提案者を優先交渉権者に、次に高い提案者を次点交渉権者に選定します。また、合計点数の最も高い提案者が2者以上あるときは、委員の協議により決定します。

なお、審査委員会において、提出された提案が適格でないと判断された場合には、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない場合があります。

### (3) 審査結果の公表

選定審査の結果については、本市ホームページで公表するほか、その参加者に対して、郵送で通知します。

なお、評価の経緯及び結果についての異議の申立ては受け付けません。

### (4) 評価項目と配点

審査委員会の委員は、提案事業について、次の項目を評価するものとします。

評価項目	配点
1 提案事業のコンセプト及び内容	30
①事業コンセプトの卓越性	(10)
②地域社会との調和	(10)
③市全体の振興・地域の活性化への貢献度	(10)
2 事業計画及び施設整備計画	30
①事業計画の実現性・具体性	(10)
②事業の安定性・継続性	(10)
③施設整備の確実性	(10)
3 借受希望価格	40

計	100
---	-----

※借受希望価格の評価計算式

評価点 = 40点 × (各提案者の借受希望価格 ÷ 提案された借受希望価格のうち最高価格)  
端数が生じた場合は、小数点以下四捨五入します。

## 10 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要項の記載方法及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 選定審査以外の場において、直接、間接を問わず、審査委員との接触があったと認められる場合

## 11 辞退

「【様式3】応募申込書」等の提出後に辞退する場合は、「【様式8】応募辞退届」に辞退の理由を明記し、平成30年10月26日(金)(必着)までに事務局に提出してください。提出方法は、持参又は郵送とします。

## 12 その他

- (1) 本事業提案への参加に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案事業等の内容については、公表する場合があります。
- (3) 市の総合計画や統計資料など市政に関する各種資料については、本市ホームページなどをご活用ください。
- (4) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- (5) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。

## 13 事務局

魚津市 企画総務部 総務課 行政行革係  
〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
TEL : 0765 (23) 1019 FAX : 0765 (23) 1051  
E-mail : soumu@city.uozu.lg.jp

旧上野方小学校施設利活用に係る事業者募集要項

(様式集)

【様式1】

説明会・施設見学会参加申込書

平成30年9月28日に開催される「旧上野方小学校施設利活用に係る説明会・施設見学会」について、次のとおり参加します。

平成 年 月 日

<説明会>

所在地	(〒 - )	
法人名称		
代表者職・氏名		
連絡担当者	所属部署	
	担当者職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
想定する事業内容		
参加予定人数	人	

※グループで参加する場合は、グループを構成する全ての法人について、法人名及び担当者氏名を記載してください。

※施設利活用への応募は、「【様式3】応募申込書」等の提出をもって正式な申込みとします。

<施設見学会>

参加の有無	参加する ・ 参加しない
参加予定人数	人

【様式2】

参考図面の貸出申請書

平成 年 月 日

魚津市長 村椿 晃 あて

所在地

法人名称

代表者職・氏名

印

旧上野方小学校施設利活用事業者募集に係る公募型プロポーザルにおける提案書の作成に伴い参考とする図面について、下記の条件に同意しますので、貸出願います。

記

1 参考図面

旧上野方小学校竣工図面等

2 貸出条件

- (1) 旧上野方小学校施設利活用事業者に係る公募型プロポーザルにおける提案書の作成の参考とする目的以外で使用しないこと。
- (2) 参考図面から知り得た情報は他へ漏らさないこと。
- (3) 参考図面を使用する者に対し、この図面により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切に監督を行うものとする。また、本プロポーザルが終了した後においても、同様とする。
- (4) 参考図面の貸出期間は、原則として半日とします。
- (5) 参考図面について、盗難、不正な使用等の事故が生じたとき、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに事務局へ報告すること。また、本プロポーザルが終了した後においても、同様とする。

貸 出	返 却	担当者連絡先
平成 30 年 月 日	平成 30 年 月 日	(担当者名)
AM :	AM :	(電話番号)
PM :	PM :	

※この欄は事務局で使用します。

【様式3】

応 募 申 込 書

平成 年 月 日

魚津市長 村椿 晃 あて

(応募者：グループによる場合は代表法人)

所在地

法人名称

代表者職・氏名

印

「旧上野方小学校施設利活用に係る事業者募集要項」に基づき、施設利活用したいので、必要書類を添えて応募します。

なお、同要項に規定している参加資格を全て満たしていることを申し添えます。

<グループによる場合は代表法人を含めた構成員数>

法人
----

<本件に関する担当者（グループによる場合は代表法人の担当者）>

所属部署	(〒 - )
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(注意事項)

- ・グループによる場合は全ての法人が参加資格を満たしていることが必要です。

【様式4】

構 成 員 調 書

構成員及び役割は、次のとおりです。

代表法人	法人名称	
	役 割	
構成員①	所 在 地	〒
	法人名称	
	代表者職・氏名	
	役 割	
構成員②	所 在 地	〒
	法人名称	
	代表者職・氏名	
	役 割	
構成員③	所 在 地	〒
	法人名称	
	代表者職・氏名	
	役 割	

※記載欄が不足する場合には、適宜、表を追加して使用してください。

# 事業提案書

(法人名称)

---

## 1 提案事業の概要

<p>(1) 施設名称</p> <p>※仮称でも構いません。(記入に際し、朱書き部分は削除してください。以下、共通。)</p>
<p>(2) 業種</p>
<p>(3) 事業コンセプト (50 文字以内)</p>
<p>(4) 活用事業の概要</p> <p>※事業の概要説明に加えて、校舎・校舎敷地を、それぞれどのように利活用されるか記載してください。</p>
<p>(5) 予定する事業の法的位置付け</p> <p>※該当するものがあれば、社会福祉法第〇条に基づく〇〇事業など記載してください。</p>
<p>(6) 建築基準法上の用途</p>

(添付書類)

- ・校舎利活用に係る各階平面図
- ・その他のイメージ図など

※それぞれ上部に法人名称、タイトル等を明記してください。

## 2 施設運営の概要

(1) 営業日、営業時間、定休日等
(2) 事業の実施体制 ※想定されている従業員数（正規職員、パート雇用）も記載してください。
(3) 中長期的な管理運営の考え方
(4) 敷地管理の考え方 ※プールや防災行政無線についての考え方も記載してください。

## 3 施設整備の概要

(1) 想定している整備内容 【前館】  【後館】  【校舎敷地】
(2) 建築基準法等に基づく手続に係る課題等についての所見 ※事業所の設置や施設の設計・改修について、建築基準法等の各種法令に基づく検討を進める中で、課題となっていることがあれば記載してください。 例) 学校用途により建築された校舎を〇〇の用途に改修するに当たって、建築基準法の〇〇により〇〇の設計・改修内容について、所管行政庁等と調整する必要があると考える。

#### 4 市全体の振興や地域の活性化に資する提案

テーマ：「産業振興」、「福祉の向上」、「雇用促進」、「その他住民サービスの向上」

※「産業振興」、「福祉の向上」、「雇用促進」、「その他住民サービスの向上」のいずれか1つ以上のテーマに基づいて、市全体の振興や地域の活性化に資する提案について記載してください。

#### 5 事業開始までのスケジュール

※優先交渉権獲得から事業開始までの想定スケジュールについて、できる限り詳細に記入してください。スケジュールには、施設の改修に係る設計期間、工事期間及び各種申請に要する予定期間を必ず含むものとします。収支計画と合致するように記載してください。

【2018年度】

【2019年度】

【2020年度】

## 6 資金計画書

## (1) 事業費概算書

※事業開始までに必要な資金額について計上してください。

※必要に応じて項目を追加してください。

項目	金額 (千円)	摘要
例) 設計・監理費		
例) 設備工事費		
例) 内装工事費		
例) その他関連工事費		
例) 公租公課		
例) ○○費		
合計		

## (2) 資金調達計画書

※必要に応じて項目を追加してください。

項目	金額 (千円)	摘要
例) 自己資金		
例) 借入金		
例) その他		
合計		

## 7 事業収支計画書

## (1) 収支計画書【収入】

※事業開始後、3年間分作成してください。

( 年度)

項目	金額 (千円)	摘要
合計		

## (2) 収支計画書【支出】

※事業開始後、3年間分作成してください。

( 年度)

項目	金額 (千円)	摘要
例) 建物維持修繕費		
例) 修繕費		
例) 人件費		
例) 公租公課		
例) 賃料		
例) 支払利息		
例) 損害保険料		
例) 売上原価		
例) 借入金返済額		
合計		

【様式6】

借 受 希 望 価 格 書

平成 年 月 日

魚津市長 村椿 晃 あて

(応募者：グループによる場合は代表法人)

所在地

法人名称

代表者職・氏名

印

旧上野方小学校施設利活用における借受希望価格は、次のとおりです。

借受希望価格（月額） ※別途消費税及び 地方消費税	円
---------------------------------	---

(注意事項)

- ・市が定める基準額を最低価格として提案してください。市が定める基準額は、月額521,000円（別途消費税及び地方消費税）です。
- ・賃貸借契約の締結に当たっては、提案された価格に基づき、事業者（優先交渉権者）と協議の上、合意した金額により契約するものとします。
- ・収支計画書に使用する賃料は、原則として借受希望価格に消費税及び地方消費税を加算した額とします。

【様式7】

法人概要書

平成 年 月 日現在

法人名称				
所在地	(〒 - )			
代表者職・氏名				
設立年月日				
資本金				
従業員数	人			
主たる業務内容				
事業経歴				
財政状況 (単位：千円) ※直近の3年分を記載してください。		平成 年	平成 年	平成 年
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			

※グループによる場合は、全ての構成法人について提出してください。

【様式8】

応 募 辞 退 届

平成 年 月 日

魚津市長 村椿 晃 あて

(応募者：グループによる場合は代表法人)

所在地

法人名称

代表者職・氏名

印

魚津市が実施する「旧上野方小学校施設利活用に係る事業者募集要項」に基づき、施設利活用するため、平成 年 月 日付けで応募申し込しましたが、下記の理由により辞退します。

(応募辞退理由)

【様式9】

## 質 問 書

平成 年 月 日

魚津市長 村椿 晃 あて

所在地  
法人名称  
担当者氏名  
TEL  
E-mail

旧上野方小学校施設利活用に係る事業者募集について、次のとおり質問します。

No.	質問事項	質問内容
1		
2		
3		

※質問事項には、募集要項のページ番号や項目を記入してください。

※記載欄が不足する場合には、適宜、表を追加して使用してください。